



Title	台湾における刑事控訴制度の成立と展開（一）
Author(s)	胡，逸維
Citation	阪大法学. 2022, 72(2), p. 87-122
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88614
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

台湾における刑事控訴制度の成立と展開（一）

胡 逸 維

- 一 はじめに
- 二 大清刑事訴訟律草案における刑事控訴制度
 - 1 控訴制度の概要
 - 2 控訴制度に関する評価
 - 3 大清刑事訴訟律草案の歴史的意義と展開
- 三 一九二八年・一九三五年制定の中華民國刑事訴訟法における刑事控訴制度
 - 1 控訴制度の概要
 - 2 控訴制度に関する評価
- 四 現行刑事訴訟法における刑事控訴制度
- 五
 - 1 控訴制度の概要
 - 2 控訴制度に関する評価（以上、本号）
- 六 新たな刑事控訴制度改革の動き
 - 1 改革の背景と控訴制度に関わる議論
 - 2 二〇一八年作成の「刑事訴訟法部分条文修正草案」における刑事控訴制度
 - 3 国民法官法における刑事控訴制度
 - 4 二〇二一年作成の「刑事訴訟法部分条文修正草案」における刑事控訴制度
- 六 おわりに

一 はじめに

台湾においては、一九二八（民国一七）年七月二八日に公布された「中華民國刑事訴訟法」（以下、「一九二八年刑法」と呼ぶ）以来、刑事控訴制度として、長きにわたり「覆審制」が採用されてきたとされる。^①「覆審制」は、一九二八年刑法の前身である「大清刑事訴訟律草案」（以下、「清刑訴草案」と呼ぶ）においても採用されていたことからすれば、台湾では、刑事手続のいわゆる近代化以来、一貫して「覆審制」^②が採用されてきたことになる。もっとも、台湾において、刑事控訴審のあり方は、絶えず批判にさらされてきた。その主たる理由は、「覆審制」の下では、第二審である控訴審においても事件の審理が改めてやり直されるため、第一審の事実認定の比重が低下してきていることに求められる。また、裁判の重複は訴訟経済に反するため、司法に関連する資源が有効に利用されていないといった批判もある。

実際、台湾において、二〇一七（民国一〇六）年に開催された司法改革国会は会議における刑事手続の改革に関する議論においては、「第一審の充実化、第二審の事後審または厳格な統審制化、第三審の厳格な法律審兼上訴（告）許可制化」を内容とする審級制度の「ピラミッド構造化」が改革の目標として設定された。また、これに基づき、二〇一八（民国一〇七）年二月には、控訴制度改革を内容とする「刑事訴訟法部分条文修正草案」（以下、「二〇一八年刑訴修正草案」と呼ぶ）が作成された。そこでは、「事後審兼統審制」の採用が予定されていた。

もっとも、「覆審制」を「事後審兼統審制」に改める方針は、二〇二一（民国一一〇）年二月一四日に立法院が新たに示した^③「刑事訴訟法部分条文修正草案」（以下、「二〇二二年刑訴修正草案」と呼ぶ）により修正された。すなわち、そこでは、「統審制」の採用が予定されており、司法院によれば、それは、刑事控訴制度を「国民法官

法」の関連規定と整合させるためであるとされている。

しかしながら、二〇一八年刑訴修正草案、国民法官法、二〇二二年刑訴修正草案においても導入されることが予定されている刑事控訴制度が真に「統審制」の名に値するかは疑問である。「統審」が、「第一審の判決の直前の状態に戻ってその審理を継続する」控訴審のことをいうとすれば、そこでは、第一審の訴訟行為が有効とされ、第二審の審理が第一審の訴訟資料を全て受け継ぐことが制度上の前提となる⁽⁴⁾。しかし、各草案の刑事控訴制度のいずれにおいても、そのような規定は設けられていなかったのであり、その意味において、「統審制」というための要件がそもそも満たされてはいなかったように思われるのである。

そこで、本稿においては、台湾の刑事手続法における刑事控訴制度に関する規定と運用の展開過程を確認した上で、刑事手続法における刑事控訴制度を分析するとともに、その運用面と制度面の問題点や欠陥を解決するための具体的なアプローチを検討することにした。

(1) 現行刑事手続法は、一九六七（民国五六）年一月二八日に、「刑事訴訟法」（以下、「台湾刑訴法」と呼ぶ）として公布され、施行されたものである。

(2) もっとも、「覆審」が、「控訴された事件について、最初から審理をやり直す」控訴審のことをいうとすれば、そこでは、第一審の訴訟に関する一件記録、証拠物などについて、事実認定の根拠として援用することができないことが制度上の前提となる。ところが、清刑訴草案の刑事控訴制度においては、第一審の訴訟に関する一件記録、証拠物などについて、第二審が事実認定の根拠として援用することができた。このような制度を「覆審制」といってよいかは疑問である。この点については、後述する。

(3) 台湾において、「刑事訴訟法」の主管機関は、司法院の刑事庁である。同法の改正については、①司法院の刑事庁が草案を作成し、司法院の院会に送付し、②司法院の署名と行政院の連署を付し、立法院に送付するという形で行われる。

(4) 林永謀『刑事訴訟法釋論（下冊）』（自版、二〇一〇年）二一三頁、黃朝義『刑事訴訟法』（新學林、二〇一七年）七

二九頁、張麗卿『刑事訴訟法理論與運用』（五南、二〇二〇年）六五五頁、林俊益『刑事訴訟法概論（下冊）』（新學林、二〇二〇年）三四九頁。

二 大清刑事訴訟律草案における刑事控訴制度

1 控訴制度の概要

台湾の近代的な刑事控訴制度は、一九二一（宣統二）年一月二四日に上奏された最初の近代刑事手続法案である清刑訴草案に遡る。この清刑訴草案は、明治二三（一八九〇）年一〇月七日に公布され、翌月一日より施行された日本の「刑事訴訟法」（明治三三年法律第九六号、以下、「明治刑訴法」と呼ぶ）を基礎にして日本の法学者岡田朝太郎により起草されたこともあり、予審や第一審の基本構造のみならず、上訴制度も基本的に明治刑訴法のものであるまま継受された。

そのほか、裁判所の構成については、岡田朝太郎が中心となり、日本の「裁判所構成法」（明治三三年法律第六号）を基礎にして起草された「法院編制法」⁽⁵⁾があった。これによって、大理院、高等審判庁、地方審判庁、初級審判庁の四種類の裁判所が設けられ、初級審判庁または地方審判庁を第一審とし、地方審判庁または高等審判庁を第二審とし、高等審判庁または大理院を第三審とする裁判所制度が導入された。⁽⁶⁾

刑事控訴制度の目的は、第一審が行った事件について改めて審理を行い、当事者の具体的救済及び法令解釈の統一を達成することに求められた。なぜなら、第一審の審理は一人の裁判官の単独審により行われるため、思慮不足であったり、粗略な裁判となることを防ぎきれないという問題があったからである。そのため、三人の裁判官により構成される第二審が、第一審が行った誤謬のある判決を是正する必要があったのである。⁽⁷⁾

清刑訴草案の下では、初級審判庁または地方審判庁の第一審判決に対して不服があるときは、「控告（控訴）」⁽⁸⁾を

することができた(同草案三七二条⁽⁹⁾)。その手続は、概要、以下の通りである。

すなわち、控告提起期間は七日間とされ、控告の申立てをするには第一審審判衙門に申立書を提出しなければならない(清刑訴草案三七三条、三七五条⁽¹¹⁾)。控告申立人による控告理由の明示は要求されておらず、申立書に控告の意思が明示されれば十分なものと考えた。⁽¹³⁾

控告の申立てが控告権消滅後に行われた場合には、第一審審判衙門は、檢察官の意見を聞き、決定をもって控告を棄却しなければならない(清刑訴草案三七六条一項)。訴訟に関する書類及び証拠物については、第一審審判衙門が衙門付の檢察官に送付し、檢察官は、控告審判衙門付の檢察官に送付し、その檢察官は訴訟に関する書類及び証拠物を検視し、これを控告審判衙門に送付することとされた(同草案三七七条一、二項)。

控告の審理には、別段の規定がある場合を除き、⁽¹⁵⁾第一審公判の規定が準用される(同草案三八七条)。審判長は、被告人の人定質問のあと、控告申立人に控告の趣旨を陳述させなければならない(同草案三八〇条)。控告審判衙門は、原判決中の控告された部分を調査しなければならない(同草案三八一条)。第一審において行われた証人尋問または検証について、控告審判衙門が再度の尋問または検証の必要がないと認めるときは、尋問調書または検証調書を証拠書類として利用することができる(同草案三八二条⁽¹⁶⁾)。第一審審判衙門が不法に管轄違いを言い渡し、または公訴を棄却したとき、控告審判衙門は、その判決を破棄し、事件を原審判衙門に差し戻さなければならない(同草案三八四二項⁽¹⁷⁾)。それ以外の場合には、控告審判衙門は第一審判決に拘束されず、事件全般について審理を行い、控告理由の有無に応じて、控告を棄却し、または原判決中の控訴された部分を破棄し、さらに判決をしなければならない(同草案三八三二条二号、三八四二条一項⁽¹⁸⁾)。

2 控訴制度に関する評価

では、清刑訴草案における刑事控訴制度はどのように評価すべきであろうか。

岡田朝太郎は、「控訴の性質によって、前審の覆審と前審の続審という二種類が挙げられる」が、「控訴裁判所が独立の調査権を有し、前審に拘束されないという点については、両者は同様である。両者の差異は、前者では、改めて取調することが原則であり、前審の手続を承認することが例外であるのに対して、後者では、前審の手続を承認することが原則であり、改めて取調することが例外である」としていた。⁽¹⁹⁾

このような説明を前提とすると、「控告審判衙門は、原判決中の控告された部分を調査しなければならない」旨定める清刑訴草案三八一条、「前審において行われた証人尋問または検証について控告審判衙門が再度の尋問または検証の必要はないと認めるときは、尋問調書または検証調書を証拠書類として利用することができる」旨定める同草案三八二条の趣旨は次のように理解される。すなわち、控告審判衙門は、原則として、前審において行われた証人尋問または検証についても改めて尋問または検証をしなければならず、前審の尋問調書または検証調書を証拠書類として利用することは例外である。

もっとも、清刑訴草案の刑事控訴制度において、控訴された事件に関わる第一審の一件記録、証拠物などはそのまま控告審判衙門に提出された。また、これらの訴訟資料については、控告審判衙門の裁量により事実認定の根拠として援用することができた。その範囲内では、控訴審による事件の審理は第一審の審理を「継続」していたといえるのである。このことは、「覆審制」の概念では、清刑訴草案の刑事控訴制度を十分に分析することができないということの意味する。

この点については、清刑訴草案の母法である明治刑法法においても、同様の問題が存在していた。⁽²⁰⁾ すなわち、明

治刑訴法下における控訴の審理には、地方裁判所の第一審の審判に関する規定が適用される(同法二五八条一項)。しかし、第一審において尋問した証人または鑑定人を改めて尋問するか否かについて、控訴裁判所が決定権を有していた(同条二項)⁽²¹⁾。こうした刑事控訴制度は、「旧刑訴(大正刑訴法)の控訴審のように一審の裁判にはお構いなく証拠調を全面的にやり直したというものではないので、むしろ統審と解するのが相当であろう」との評価もあった。⁽²²⁾

確かに、明治刑訴法二五八条二項の下では、控訴審において、証拠調べが全面的にやり直されていたわけではなかった。しかし、明治刑訴法における控訴審は、第一審の訴訟行為を有効とし、その訴訟資料を全て受け継いでいたわけでもなかった。これを「統審制」といつてよいかは疑問である。すなわち、「覆審制」、「統審制」のいずれの概念によっても、清刑訴草案または明治刑訴法の刑事控訴制度を適切に説明することはできないのである。

このことは、従来の「覆審制」か「統審制」かの二者択一の議論においては、実際の運用状況を適切に評価することができないことを意味する。

そこで、刑事控訴制度の特徴を的確に把握するためには、第一審と控訴審の関係に着目し、「第一審の資料を遮断するか否か」を新たな分析の基準とする必要がある。この指標を加えつつ、従来の覆審・統審・事後審の分類において用いられてきた観点を改めて整理し直すと、次のようにいうことができる。すなわち、第一審と控訴審の関係については、「控訴審の審判の対象は、控訴された事件それ自体であるか、それとも、第一審の判決の当否か(第一観点)」、控訴審の審判の対象が、事件それ自体であるとして、「控訴審においては、第一審の資料が遮断されるか否か(第二観点)」、資料が遮断されないとして、「控訴審は第一審の審理を継続するか否か(第三観点)」という三つの観点⁽²³⁾から検討し直す必要がある。

この判断基準（三つの観点から導き出される控訴審の分析枠組）によれば、控訴審は、「第一審判、決、審理型」⁽²⁴⁾、「事件審理・資料遮断型」⁽²⁵⁾、「事件審理・資料非遮断・審理継続型」⁽²⁶⁾、「事件審理・資料非遮断・審理やり直し型」⁽²⁷⁾の四種類に分類することができる。このうち、事後審、覆審、続審はそれぞれ「第一審判、決、審理型」、「事件審理・資料遮断型」、「事件審理・資料非遮断・審理継続型」に相当する⁽²⁸⁾。

では、清刑訴草案はどうであろうか。「三つの観点から導き出される控訴審の分析枠組」を用いて検討してみると、控訴審の審判の対象は、事件それ自体である。第一観点からは、「事件審理型」に分類されるように思われる。次に、第二観点から見ると、第一審と第二審の間には、資料遮断の仕組みは存在していなかったため、「事件審理・資料非遮断型」となり、第三観点においては、前述の通り、控告審判衙門が第一審の審理を継続するのではなく、最初から審理をやり直すことが想定されていたことから、「事件審理・資料非遮断・審理やり直し型」に分類される。

3 大清刑事訴訟律草案の歴史的意義と展開

清刑訴草案は、一九一一年一月二四日上奏された後、憲政編審館に送付された。清国は、一九一一年（宣統三）年にこれを公布し、さらに、その翌年から施行することを予定していた。しかし、一九一一年（宣統三）年五月に四川各地で保路運動が起り、同年一〇月には、保路運動を契機とした武昌起義が湖北で勃発し、南方各省が独立した。さらに、一九一二年（宣統四）年一月一日に、中華民国が南京で立国を宣布し、翌月一二日に、溥儀皇帝が退位の発表を行い、清国は滅亡した⁽²⁹⁾。その結果、清刑訴草案は、予定通りに公布されることはなかった。

もっとも、この清刑訴草案は、後の中華民国にとって不可欠な存在となった。新たな国が成立した際に、政権が不安定であったことから法制度を整備する余裕がなかったため、中華民国の国体に抵触しないことを前提に、司法

部は、同草案を部分的に援用することを中華民國政府に要請したからである。また、援用されなかった部分も、「訴訟法理」として審判機関により利用されていた⁽³¹⁾。

一九一六(民国五)年以降、中華民國は軍閥時代に入り、北京に置かれた中華民國北洋政府(以下、「北洋政府」と呼ぶ)と、広州に置かれた中華民國軍政府(以下、「軍政府」と呼ぶ)が南北で対立していた。

一九二一(民国一〇)年、軍政府は、当時の刑事手続に関する規定が繁雑であり、系統的でないため、法院が法律を適用することができず、訴訟が停滞しているとして、清刑訴草案の「中華民國臨時約法」⁽³²⁾等の法律に抵触した部分を修正し、三月二日に、「刑事訴訟律」(以下、「刑訴律」と呼ぶ)を公布し、同年五月二日より施行した⁽³³⁾。もともと、刑事控訴制度については、清刑訴草案の文言の修正のみに止まり、実質的修正は行われなかった。

他方、一九二一(民国一〇)年、北洋政府も、清刑訴草案を基礎にし、さらに大正一〇(一九二一)年八月二十四日に日本の刑事訴訟法改正調査委員会により起草された刑事訴訟法改正案⁽³⁴⁾を参考にして「刑事訴訟条例」(以下、「刑訴条例」と呼ぶ)を起草した。同条例は、同年一月一四日に公布され、一九二二(民国一一)年一月一日より東省特別法院区において施行された⁽³⁵⁾。

刑訴条例下における上訴制度には、①上訴提出期間の延長(同条例三七七条)、②原審法院への上訴理由の提出(同条例三七八条)、③被告人の同意を得ることなくその利益のための上訴の取下げをすることの禁止(同条例三八二条)に関する規定が新設された。控訴制度については、「拘留または百圓以下の罰金に当たる第一審判決に対しては、被告人の利益のための控訴をすることができない」(同条例三八九条)とする規定が新設された。これら以外は、条文の文言の修正を除き、清刑訴草案とほとんど変わりなかった。

このように、公布されなかった清刑訴草案は、軍政府の刑訴律及び北洋政府の刑訴条例として中華民國において

展開し、同国の法制度に影響を与えた。

- (5) 「法院」は日本の「裁判所」に当たる。
- (6) 各裁判所の構成について、大審院、高等審判庁・地方審判庁（第二審）はそれぞれ五人、三人の裁判官により構成されるのに対して、地方審判庁（第一審）及び初級審判庁は一人の裁判官の単独制であるとされた。岡田朝太郎著（熊元襄訳）『法院編制法』（上海人民出版社、二〇一三年）三一―三三頁。
- (7) 朝陽大学『刑事訴訟法』（中国政法大学出版社、二〇一二年）二三―三三頁、邵義『一九一一年刑事訴訟法釈義』（中国政法大学出版社、二〇二二年）一七八―一七九頁。
- (8) 同草案の第三篇には、「上訴」編が設けられ、通則、控告、上告、抗告についての規定がおかれた。そのうち、「控告」が「控訴」に該当する。
- (9) 上訴は放棄または取下げをすることができた（同草案三五九条、三六〇条）。
- (10) 「審判衙門」は「裁判所」に当たる。
- (11) 判決の一部とその他の部分を分割できる場合に限って、一部控告も認められていた（同草案三七四条）。
- (12) 当事者は上訴することができ、検察官は被告人の利益のためにも、上訴することができた（同草案三五七条）。指定弁護事件にかかる原審の弁護人は被告人の明示の意思に反しない限り、被告人の利益のために上訴することができる（同草案六一条）。被告人の法定代理人または夫は、被告人の補佐人として、被告人のため独立して上訴することができる（同草案六二条）。
- (13) 朝陽大学・前掲注（7）二二八頁。
- (14) 法院編制法の下では、検察官は審判庁に配置されていた（同法八五条）。
- (15) 控告が被告人または被告人の補佐人により申し立てられる場合において、被告人が出頭しないときは、控告審判衙門は判決をもって控告を棄却しなければならないとされ、控告が検察官により申し立てられる場合において、被告人が出頭しないときは、被告人の弁論を待たず直ちに判決を行わなければならない（清刑訴草案三八六条）。
- (16) この清刑訴草案三八二条の趣旨について、立法理由には、「手続の繁雑さと手数を省く」とある。呉宏耀＝郭恒『一

九二 刑事訴訟律（草案）…立法理由、判決及解釈例』（中国政法大学出版社、二〇一一年）三二二頁参照。

（17） ただし、控告審判衙門は、第一審の判決について不法な管轄権を有するときは、第一審として判決を行わなければならない（同草案三八四條三項）。

（18） そのうち、第一審審判衙門の判決が示した事実については、控告審判衙門は、それを判決に引用することができる（同草案三八五條）。

（19） 岡田朝太郎著（熊元襄訳）『刑事訴訟法』（中国政法大学出版社、二〇一二年）一三七頁。

（20） 胡逸維「戦前刑事控訴制度の理論と実際」阪大法学七一卷五号（二〇三二年）二二六頁以下参照。

（21） この点について、磯部四郎『刑事訴訟法講義（下巻）』（八尾新助、一八九二年）二〇八—二〇九頁は、「已ニ第一審テ作リタル公判始末書又ハ訴訟記録ナルモノアリテ第一審ニ於テ為シタル證人又ハ鑑定人ノ供述又ハ鑑定ノ事柄ハ明白ナル」と説明していた。

（22） 青柳文雄「刑事手続特に上訴制度と刑罰観」『刑事裁判と国民性（理論編）』（慶應義塾大学法学研究会、一九七六年）一一九頁、同「明治期におけるフランス刑訴の受容と修正」『刑事裁判と国民性（総括編）』（有斐閣、一九七九年）一三頁。

（23） 胡・前掲注（20）二三三頁。

（24） この型の刑事控訴制度においては、事件について改めて審理を行うわけではないため、「事件審理型」と比べれば、第一審の判決がより尊重される一方で、第一審の事実審としての役割も強化することが可能となるように思われる。なぜなら、控訴審においては、当事者は、新たな証拠や事実などを提出することができないものとされるため、当事者は、第一審に全力で臨むことになるからである。もともと、誤謬のある判決からの救済という側面においては、「事件審理型」と比べて、限界があるという問題もある。張熙懷「從實務角度談上訴審之改造」檢察新論第九期（二〇一一年）六一—六二頁。

（25） この型の刑事控訴制度においては、控訴審裁判所の構成及び審理の手続が第一審より慎重かつ厳密で、控訴審により事件について最初から審理がやり直されるため、誤謬のある判決に対して効果のある救済方法を提供することができる。陳樸生「第一審中心與第二審中心」軍法專刊第一三卷第二期（一九六七年）一一頁、張・前掲注（24）六〇頁。また、第

一審の審理をご破算にし、かつ第一審の資料が遮断される。控訴された事件について、第二回の「第一審」として、最初から審理をやり直すので、直接審理主義にもよりよく適合するようになると思われる。もともと、控訴審が第一審と同じ審判の手續を繰り返すことになり、被告事件に関する審理の時間が長期化するおそれがある。第一審よりも時間が経過しているので、その正確性がどれくらい確保できるかという問題もある。小野清一郎『刑事訴訟法講義』（有斐閣、一九四〇年）五三一頁、團藤重光『刑事訴訟法綱要』（弘文堂書房、一九四三年）六三二頁、吳水木『刑事第二審可否改採事後審為原則並明定其上訴理由之研究』（司法院秘書處、一九九七年）五頁。

(26) この型の刑事控訴制度においては、第一審の審理をご破算にせず、控訴審は、事件について第一審の審理を継続する。「事件審理・資料遮断型」と比べれば、訴訟経済によりよく適合するようになると思われる。また、当事者による新たな証拠や事実などの提出が認められるため、当事者にとっては、誤謬のある判決に具体的な救済機会が与えられることになる。陳・前掲注(25)七―八頁、張・前掲注(24)六一頁。もともと、第一審の訴訟行為が有効とされ、第一審の訴訟資料が全て控訴審により受け継がれることもあり、控訴審の審理は、必ずしも直接審理主義に適合するわけではない。吳・前掲注(25)四頁。他方、当事者は、新たな証拠や事実などを提出することができるものとされ、そこで、新たな証拠や事実などがみだりに提出されることによって、第一審が軽視されたり、濫控訴されたりするなどの問題が引き起こされるおそれもあるように思われる。

(27) この型の刑事控訴制度においては、第一審の資料は遮断されない。しかし、「事件審理・資料非遮断・審理継続型」のように、第一審の訴訟資料を全て受け継ぐのではなく、控訴審は、必要と判断した範囲でしか第一審の訴訟資料を引き継がないものとされる。控訴審は、控訴された事件について、第一審のように、最初から審理をやり直さなければならぬものとされる。すなわち、控訴審は、控訴された事件について、第一審の訴訟資料を部分的に受け継ぎつつも、最初から審理をやり直す。同型の刑事控訴制度においては、「事件審理・資料遮断型」と比べれば、訴訟経済によりよく適合するように思われる。また、事件について、「一応」最初から審理がやり直されるため、理論的には、誤謬のある判決に対してより効果のある救済方法を提供することができる。しかし、当事者が第一審を軽視したり、濫控訴したり、控訴審の審理が直接審理主義に反したりするなどの問題は、この型にも、基本的には妥当する。

(28) 胡・前掲注(20)二三―四頁。

(29) 劉觀其『一口氣讀完大清史』（海鶴、二〇一四年）四二六―四三〇頁。

(30) 当時の中華民国における最高司法機関である。

(31) 黃源盛「近代刑事訴訟理念與體制的形塑——民初大理院刑事程序判決再探」法制史研究第一八期（二〇一〇年）一九一頁。

(32) 一九二二（民国元）年に中華民国で公布・施行された臨時的な基本法である。

(33) 國史館『中華民國史法律志（初稿）』（國史館、一九九四年）一七九頁、黃・前掲注（31）一九〇頁、謝振民『中華民國立法史（下）』（河南人民出版社、二〇一六年）二二四八頁。

(34) 同法案は翌年五月五日に公布され、大正一三（一九二四）年一月一日より施行された「刑事訴訟法」（大正一一年法律第七五号）の元になった。

(35) 「政府公報」（第二〇五六號、一九二二年）二〇七―二〇八頁。

三 一九二八年・一九三五年制定の中華民國刑事訴訟法における刑事控訴制度

1 控訴制度の概要

(一) 一九二八年制定の中華民國刑事訴訟法

一九二二（民国一〇）年四月、軍政府が改組され、政府の名称が中華民國正式政府に改められ、北洋政府との対立は続いた。その後、中華民國正式政府は、広東大元帥府を経て、一九二五（民国一四）年七月一日に、国民政府に改組された。一九二六（民国一五）年七月九日から、国民政府は北洋政府を打倒し、全国統一を目指した北伐戦争を行った。北伐戦争末期、政治の不安定さは収まり始め、国民政府は全国に適用することができる刑事手続法の制定について議論をはじめた。

一九二八（民国一七）年二月、国民政府第二九次委員会は、司法部による刑事手続法の提出を決議した。この決

議に基づいて、司法部は「刑事訴訟法草案」を起草し、同年五月に、国民政府に提出した。同草案は、国民政府第六五次委員会の決議によって、法制局の審査に付された。その後、法制局は「刑事訴訟法草案」の改正案を作成し、中央政治会議に提出した。同改正案は中央政治会議第一四九次会议において可決され、一九二八（民国一七）年七月二十八日に公布され、同年九月一日より施行された。⁽³⁶⁾ 同年一二月二十九日に、北伐戦争が終結し、全国統一が果たされたことにより、一九二八年刑事訴訟法が全国に適用されることになった。

一九二八年刑事訴訟法における刑事控訴制度の目的は、第一審が行った事件について改めて審理を行い、当事者の具体的救済及び法令解釈の統一を達成することに求められた。なぜなら、裁判とは法律を正しく適用し、真犯人を逃さず、無辜を処罰しないものでなければならず、また、そうであることが、国民の信頼を獲得し、法律の権威を示すために必要だと考えられたからである。⁽³⁷⁾

一九二八年刑事訴訟法の下では、第一審の判決に対して不服があるときは、管轄の第二審法院に控訴⁽³⁸⁾をすることができた（同法三七五条）。その手続は、概要、以下の通りである。⁽³⁹⁾

すなわち、控訴提起期間は十日間とされ、控訴の申立てをするには、原審法院に不服の理由が述べられている申立書を提出しなければならない。ただし、理由が述べられていない控訴も、依然として有効である（一九二八年刑事訴訟法三六三条、三六四条）。⁽⁴⁰⁾

控訴の申立てが法律上の方式に違反し、または控訴権消滅後に行われた場合には、原審法院は、決定をもって控訴を棄却しなければならない（一九二八年刑事訴訟法三七七条一項）。訴訟に関する書類及び証拠物については、原審法院が法院付の檢察官⁽⁴¹⁾に送付する。檢察官は、これを第二審法院付の檢察官に送付し、その檢察官は訴訟に関する書類及び証拠物を第二審法院に送付しなければならない（同法三七八条一、二項）。

控訴の審理には、別段の規定がある場合を除き、⁽⁴²⁾第一審公判の規定が準用される(同法三七九条)。審判長は、被告人の人的質問のあと、控訴申立人に控訴の趣旨を陳述させなければならない(同法三八〇条)。第二審法院は、原判決中の控訴された部分を調査しなければならない(同法三八一条)。控訴の申立てが法律上の方式に違反し、または控訴権消滅後に行われた場合には、第二審法院は、判決をもって控訴を棄却しなければならない(同法三八三条)。それ以外の場合には、第二審法院は第一審判決に拘束されず、事件全般について審理を行い、⁽⁴³⁾控訴理由の有無に応じて、控訴を棄却し、または原判決中の控訴された部分を破棄し、さらに判決をしなければならない(同法三八四条、三八五条一項前段)⁽⁴⁴⁾。

(二) 一九三五年制定の中華民國刑事訴訟法

一九二八(民国一七)年八月、司法部は司法事務について、これまで援用されてきた清国の法院編制法の不備を理由として、「暫行法院組織法草案」を起草し、国民政府に提出した。その後、同草案は中央政治會議第一五二次會議により、法制局の審査に送付された。もともと、法制局は、同草案が設置される予定の司法院の組織と密接に関わっており、司法院が設置されるまでは、いかなる基準によりそれを審査するかが不明確であることを理由として、草案の審査を一時停止することにした。⁽⁴⁵⁾一九三〇(民国一九)年六月に、新たに設置された司法院は、⁽⁴⁶⁾「法院組織法草案」を起草し、中央政治會議に提出した。同草案に修正が加えられた後、一九三二(民国二一)年一〇月二八日に、「法院組織法」が公布され、一九三五(民国二四)年七月一日より施行された。法院組織法によって、最高法院、高等法院、地方法院の三種類の裁判所が設けられ、地方法院、高等法院を第一審または第二審とし、最高法院を第三審とする裁判制度が導入された。⁽⁴⁷⁾

一九三三(民国二二)年六月、司法行政部は法院組織法の公布にあわせて、一九二八年刑事訴訟法を基礎とした「修

正刑事訴訟法草案」を起草し、行政院⁽⁴⁸⁾に対し立法院⁽⁴⁹⁾へその審議を送付することを求めた。後に、同草案は、行政院第一二次會議の決議により、立法院に送付された。⁽⁵⁰⁾その後、審議が加えられ、一九三五（民国二四）年一月一日に、「中華民國刑事訴訟法」（以下、「一九三五年刑事訴訟法」と呼ぶ）が公布され、同年七月一日より施行された。一九二八年刑事訴訟法と比べれば、一九三五年刑事訴訟法は、審級制度（四級三審から三級三審）、自訴範圍の拡大、上訴制度における不利益変更禁止の原則の新設などの改正を加えた。⁽⁵¹⁾

一九三五年刑事訴訟法における上訴制度では、一九二八年刑事訴訟法三六四条の「上訴の申立てをするには、原審法院に不服の理由が述べられている申立書を提出しなければならない。ただし、理由が述べられていない上訴も、依然として有効である」とする規定が、「上訴の申立てをするには、原審法院に申立書を提出しなければならない。また、申立書は相手方の人数に應じて謄本を提出しなければならない」（同法三四二条）と改められた。

また、「原審法院の書記官は、申立書の謄本を相手方に速やかに送達しなければならない」（同法三四四条）とする規定が新設された。

第一審の記録等については、一九二八年刑事訴訟法三七八条一、二項の「訴訟に関する書類及び証拠物については、原審法院が法院付の檢察官に送付する。檢察官は、これを第二審法院付の檢察官に送付し、その檢察官は訴訟に関する書類及び証拠物を第二審法院に送付しなければならない」とする規定が、「訴訟に関する書類及び証拠物については、原審法院は速やかに第二審法院に送付しなければならない」（一九三五年刑事訴訟法三五五条一項）と改められた。

不利益変更禁止について、「被告人による控訴または被告人の利益のための控訴の場合には、第二審法院は原判決の刑より重い刑を言い渡すことができない。ただし、原判決の法条適用が不当であるため破棄された場合は、こ

の限りでない」⁽⁵²⁾（同法三六二条）と規定された。

「控訴の申立てが法律上の方式に違反し、または控訴権消滅後に行われた場合、原判決が管轄違い、免訴もしくは不受理の判決に対して控訴をする場合は、第二審法院はその理由がないと認めて控訴を棄却し、または理由があると認めて事件を差し戻す判決は、口頭弁論を経ずにこれを行うことができる」（同法三六四条）、「第二審の判決書には、第一審の判決書に記載した事実及び証拠を引用することができる」（同法三六五条）、「第二審の判決に対して、被告人または自訴人が上訴（告）をすることができるときは、送達すべき判決正本にあわせて上訴（告）理由書の提出期間を記載しなければならない」（同法三六六条）といった諸規定が新設された。

それ以外は、刑事控訴制度の基本的内容は、条文の順序の変更があつたことを除けば、一九二八年刑訴法とほとんど変わりはなかった。

2 控訴制度に関する評価

一九二八年刑訴法、一九三五年刑訴法の刑事控訴制度のいずれにおいても、控訴の申立てにより、第二審法院は第一審法院において判決が行われた事件について、第一審の訴訟資料に拘束されたり、控訴申立ての理由に拘束されたりせず、事実認定及び法律適用の全部をやり直すことが想定されていた。このような制度は、覆審制と呼ばれてきた。⁽⁵³⁾

注目すべきは、いずれの刑事控訴制度においても、「訴訟に関する書類及び証拠物については、第二審法院に送付しなければならない」とする規定が設けられていたことである。しかし、清刑訴草案と違い、これらの訴訟資料については、第二審法院の裁量により事実認定の根拠として援用することができるとする規定は設けられていなかった。

最高法院も、「第二審法院の審理には、別段の規定がある場合を除き、第一審公判の規定が準用される旨定める刑事訴訟法第三五六条の規定がある以上、その証拠調べについては、同法第二七一条ないし第二八〇条に定められる規定によらなければならない」⁽⁵⁴⁾、「第二審は、適法な控訴の対象とされた部分について被告人の有利及び不利な証拠を改めて取り調べることにより事実認定を行わなければならない。取り調べによらずに得られた第一審の訴訟に關する一件記録によつて、判決を行うことはできない」⁽⁵⁵⁾などと判示していた。これらは覆審制と適合するものといえよう。

このような刑事控訴制度について、「三つの観点から導き出される控訴審の分析枠組」を用いて検討してみると、控訴審の審判の対象は、事件それ自体であり、第一観点では、「事件審理型」に分類される。第二観点を見てみると、第一審と第二審の間には、資料遮断の仕組みは存在していたため、「事件審理・資料遮断型」(覆審制)に分類されることになる。

この「事件審理・資料遮断型」の刑事控訴制度は、前述の通り、直接審理主義によく適合するほか、理論的には、誤謬のある判決に対して効果のある救済方法を提供することができる。もつとも、控訴審が第一審と同じ審判の手續を繰り返すことになり、被告事件に關する審理の時間が長期化するおそれがある。第一審よりも時間が経過しているの、その正確性がどれくらい確保できるかという問題もある。また、控訴審により事件について最初から審理がやり直されるため、第一審が軽視されたり、濫控訴されたりして訴訟経済に反するおそれもある。

(36) 國史館・前掲注(33) 一七九頁、謝・前掲注(33) 一二四九—一二五〇、一二五二、一二五四頁。

(37) 徐朝陽『刑事訴訟法通義』(中国政法大学出版社、二〇二二年) 二五〇頁。

(38) 同法の第三編には、「上訴」編が設けられ、通則、第二審、第三審についての規定がおかれた。第二審、第三審を区

別せず、一律に「上訴」の語が用いられていた。ここでは、混乱を避けるため、第二審の「上訴」を「控訴」と呼ぶことにする。

(39) 当事者が下級法院の判決に対して不服があるときは、上級法院に上訴をすることができるとされ、検察官または自訴人は被告人の利益のためにも、上訴をすることができるとされる（同法三五八条）。被告人の法定代理人、保佐人または配偶者は被告人の利益のため、独立して上訴をすることができるとされる（同法三五九条）。原審の弁護士または代理人は被告人の明示の意思に反しない限り、被告人の利益のため、被告人に代わって上訴をすることができるとされる（同法三六〇条）。検察官は自訴事件の判決に対して、独立して上訴をすることができるとされる（同法三六一一条）。判決の一部とその他の部分を分割できる場合に限り、一部控訴も認める（同法三六二条）。当事者は上訴の放棄または取下げをすることができるとされるが、被告人の利益のための上訴は、被告人の承諾がなければ、取下げることができず、自訴人による上訴の場合は、検察官の同意を得なければ、上訴を取下げることができない（同法三六六条から三六九条）。

(40) この点について、最高法院判例には、上訴理由書の提出は必要ではないと判示したものもある。最高法院一七年抗字第九九号、最高法院一七年抗字第一〇三号、最高法院一七年抗字第一一七号、最高法院一七年抗字第一二〇号。（台湾では、公文書の年号は全て民国紀元（民国元年は西暦一九一一年）である。）

(41) 法院編制法の下では、検察官は審判庁に配置されていた（同法八五条）。

(42) 被告人が召喚を受け、正当な理由がなく出頭しないときは、陳述を待たず直ちに判決をすることができるとされる（一九二八年刑訴法三八二条）。

(43) 徐・前掲注（37）二七六頁。

(44) そのほか、控訴理由がなくても、原判決が不当である場合も同様である（同法三八五条一項後段）。原判決が不法に公訴を棄却し、または管轄違いを言い渡したとき、第二審法院はその判決を破棄し、事件を原審法院に差し戻すことができる。ただし、第二審法院は原判決に不当な管轄違いを認め、かつ第一審の審判権を有するときは、第一審として判決を行わなければならない（同法三八五条二、三項）。

(45) 謝・前掲注（33）一二八二—一二八三頁。

(46) 一九二八（民国一七）年十一月二六日、司法部により改組された国民政府の最高司法機関である。

(47) 各裁判所の構成について、最高法院、高等法院はそれぞれ五人（または三人）、三人の裁判官により構成されるのに
対して、地方法院は一人の裁判官または三人の裁判官により構成されるとされた（同法三条）。

(48) 中華民國の最高行政機関である。

(49) 中華民國の最高立法機関である。

(50) 謝・前掲注(33) 一二五八頁。

(51) 戴修瓚『刑事訴訟法釋義』（中国政法大学出版社、二〇一二年）一八一—二〇頁。

(52) 一九四五（民国三四）年二月六日の法改正において、「量刑が極めて不当」である場合に不利益変更禁止の原則
の例外を認める規定が新設された。

(53) 小野清一郎『團藤重光『中華民國刑事訴訟法（下）』（中央大學、一九四〇年）二三八—二三九頁、徐・前掲注(37)
二七六頁。

(54) 最高法院二七年上字第二〇九九号刑事判例。

(55) 最高法院三〇年上字第一三八〇号刑事判例。

四 現行刑事訴訟法における刑事控訴制度

1 控訴制度の概要

その後、一九三五年刑事訴訟法が適用されるなかで、一九四四（民国三三）年一月一二日、一九四五（民国三四）
年一月一八日に、戦時体制として、時限法である「⁽⁵⁶⁾特種刑事案件訴訟条例」、「復員後辦理刑事訴訟補充条例」が
公布された。一九五二（民国四一）年、立法院は兩条例の失効日の延長を議決する際に、行政院に対し、一九三五
年刑事訴訟法の全面改正の検討を示唆した。⁽⁵⁷⁾この示唆を受けて、行政院の司法行政部を中心に、一九三五年刑事訴訟法の改
正作業が進められていった。

一九五三(民国四二)年二月一日に、行政院第三二〇次會議の決議をもって、一九三五年刑法の改正案である「刑事訴訟法修正草案」が立法院に送付された。⁽⁵⁸⁾ 同草案は、一九五三(民国四二)年二月三〇日から一九六五(民国五四)年四月二二日にかけて、立法院で審議、修正され、一九六七(民国五六)年一月二八日に、台湾刑訴法として公布され、同日より施行されることになった。一九三五年刑訴法と比べれば、台湾刑訴法では、公判における国選弁護の範囲の拡充、勾留要件の厳格化を含む人権保障の強化、被告人の反対尋問権の確立、自白法則を含む証拠法の整備、告訴・自訴の範囲の拡大などの改正が行われた。⁽⁵⁹⁾

刑事控訴制度の目的は、第一審が行った事件について改めて審理を行い、当事者の具体的救済及び法令解釈の統一を達成することに求められた。それは、裁判官が人間である以上、いくら慎重であっても、行った裁判に誤謬がないことを保証することができないからである。⁽⁶⁰⁾ 誤謬がある以上は、これを是正しなければならない。なぜなら、裁判の目的は、事実を認定し、法律を適用することであり、事実認定または法律適用に誤謬がある場合、裁判の具体的妥当性及び法的安定性が損なわれることにもなるからである。そこで、正しく事実を認定し、誤りなく法律を適用するため、控訴制度が設けられた。⁽⁶¹⁾

台湾刑訴法の下では、地方法院の第一審判決に不服があつて控訴を⁽⁶²⁾するとき、管轄の第二審高等法院に対してこれを行わなければならない(同法三六一条)。⁽⁶³⁾ その手続は、概要、以下の通りである。

すなわち、控訴提起期間は十日間とされ、控訴の申立てをするには、原審法院に申立書を提出しなければならない(台湾刑訴法三四九条、三五〇条一項)。⁽⁶⁴⁾

控訴の申立てが法律上の方式に合致しない、または法律上許容できない、若しくは控訴権消滅後に行われた場合には、原審法院は、決定をもって控訴を棄却しなければならない。ただし、法律上の方式に合致しないときであつ

でも、補正することができる場合には、期間を定めて補正を命じなければならない（台湾刑訴法三六二条）。訴訟に関する書類及び証拠物については、原審法院は速やかに第二審法院に送付しなければならない（同法三六三条一項）。

控訴の審理には、別段の規定がある場合を除き、⁽⁶⁵⁾第一審公判の規定が準用される（同法三六四条）。審判長は、被告人の人定質問のあと、控訴申立人に控訴の趣旨を陳述させなければならない（同法三六五条）。第二審法院は、原判決中の控訴された部分を調査しなければならない（同法三六六条）。控訴の申立てが法律上の方式に合致しない、または法律上許容できない、若しくは控訴権消滅後に行われた場合は、第二審法院は、判決をもって控訴を棄却しなければならない。⁽⁶⁶⁾ただし、その事情について、補正することができるにもかかわらず、原審法院が補正を命じていないときは、審判長は期間を定めて補正を命じなければならない（同法三六七条）。それ以外の場合は、第二審法院は第一審判決に拘束されず、事件全般について審理を行い、控訴理由の有無に応じて、控訴を棄却し、または原判決中の控訴された部分を破棄し、さらに判決をしなければならぬ⁽⁶⁷⁾（同法三六八条、三六九条一項前段⁽⁶⁸⁾）。控訴理由の有無は、第二審審理の結果に基づいて行われるべき判断と第一審判決が一致するか否かを意味し、控訴時点での理由の有無を意味するものではないとされる。⁽⁶⁹⁾判例も、控訴理由がないとは、「第一審判決が第二審審理の結果に基づいて行われるべき判断と一致すること」を意味するものとしている。⁽⁷⁰⁾これに対して、控訴理由があるとは、「第一審判決が第二審審理の結果に基づいて行われるべき判断と一致しないこと」を意味するものと解されている。⁽⁷¹⁾

台湾刑訴法が一九三五年刑訴法と異なる点としては、上訴制度全般については、自訴人が弁論終結後に行う能力を喪失し、または死亡したときの法定代理人、直系血族または配偶者による上訴の申立て、告訴人または被害者の

上訴請求、死刑または無期懲役に処する判決の職権上訴などの新設が挙げられる。控訴制度については、控訴の申立てが法律上の方式に合致しないときの補正の制度の新設、「量刑が極めて不当」の場合に不利益変更禁止の原則の例外を認める規定の廃止などの改正が挙げられる。もともと、それ以外には、条文の順序の変更を除き、刑事控訴制度の基本的内容は、一九三五年刑法とほとんど変わりなかった。

控訴制度に関するその後の改正として、簡易手続・協議手続下での控訴制限、第二審判決書記載の簡素化、上訴請求・上訴の取下げの改正と控訴理由の提示制度の新設、不利益変更禁止の原則の改正、「職権上訴」と上訴期間の改正、一部上訴の改正が挙げられる。それぞれの概要は、以下の通りである。

① 簡易手続・協議手続下での控訴制限

一九九〇（民国七九）年七月一七日の法改正において、高等法院の負担を軽減するため、台湾刑法四五五条の**一**が新設された。⁽⁷²⁾ 同条一項は「簡易判決に対して不服があるときは、管轄の第二審地方法院合議廷に控訴をすることができる」と規定し、二項は「第四五一条の**一**の請求によって言い渡した科刑の判決に対しては、控訴をすることができない」と規定し、三項は「第一項の控訴は、第三編（上訴）第一章（通則）及び第二章（第二審）の規定を準用する」としている。

このように、簡易手続の判決に不服があり、控訴をするときは、管轄の第二審高等法院に対して行うのではなく、管轄の第二審地方法院合議廷に対して行うこととなり、さらに、所定の判決についての控訴も認められなくなった。

二〇〇四（民国九三）年三月二三日の法改正では、刑事裁判の負担を軽減するため、台湾刑法第七編の**一**「協商程序（協議手続）」が新設された。⁽⁷³⁾ 同法四五五条の二は、「犯した罪が死刑、無期懲役、主刑が短期三年以上の有期懲役に当たる罪または高等法院が第一審を管轄する事件を除き、検察官による公訴または簡易判決をもって刑を

処する事件については、検察官は、第一審口頭弁論終結前または簡易判決があるまで、被害者の意見を聴いた上で、職権または被告人、被告人の代理人もしくは弁護人の請求により、法院の同意を経て、所定の事項⁽⁷⁵⁾について、公判外で協議を行うことができ、その内容について当事者双方が合意し、かつ被告人が有罪を認めたときは、検察官は法院に協議の内容に基づき判決を行うことを申し立てることができる」としている。同法四五五条の一〇によれば、「本編によって言い渡した科刑の判決に対しては、特別な規定がある場合を除き、控訴をすることができない⁽⁷⁶⁾。第二審法院は控訴の理由があると認めるときは、原判決を破棄し、事件を第一審法院に差し戻し、その法院は判決前の手続によってさらに審判をしなければならない」とされている。

②第二審判決書記載の簡素化

一九九五（民国八四）年一〇月五日の法改正において、台湾刑訴法三七三条の「第二審の判決書には、第一審の判決書に記載した事実及び証拠を引用することができる」とする規定が、「第二審の判決書には、第一審の判決書に記載した事実、証拠及び理由を引用することができる」、事件の重要事項について、第一審が述べておらず、または第二審において提出された被告人に有利な証拠または弁解が採択されないときは、その理由の記載を補充しなければならない⁽⁷⁷⁾」に改められた。その趣旨は、司法院の説明によると、第二審裁判官の負担の軽減に求められる。

③被害者等による上訴請求・上訴の取下げの改正と控訴理由の提示制度の新設

二〇〇七（民国九六）年六月一五日の法改正では、台湾刑訴法三四四条二項後段の「告訴人または被害者が下級法院の判決に対して不服があるときは、理由を十分に付して檢察官に上訴を請求することができる」、明らかに理由がないときを除き、檢察官はこれを拒絶することができない」とする規定が、「告訴人または被害者が下級法院の判決に対して不服があるときは、理由を十分に付して檢察官に上訴を請求することができる」に改められ、同条三項

になった。

この点について、提案説明によると、「告訴人または被害者による上訴の請求について、最高法院二五年上字第二三七七号判例によれば、檢察官は裁量権を有しており、上訴の請求に拘束されないものとされることと、本項における『明らかに理由がないときを除き、檢察官はこれを拒絶することができない』とする規定は、必ずしも適合的ではなく、また誤解を招くおそれもある」とされている⁽⁷⁸⁾。

他に、台湾刑訴法三五四条の「上訴の申立ては、判決があるまで取り下げることができる」とする規定の後段に、「事件が第三審法院により原審法院に差し戻され、または原審法院と同等の他の法院に移送された場合も同様である」とする規定も新設された。

この点について、司法院は、「我が国の刑事訴訟制度は、『改良式當事者進行主義』⁽⁷⁹⁾を採用している。事件が原審法院に差し戻された場合に、上訴人が上訴の申立てを取り下げるとは同主義に合致する。また訴訟経済にも資する。それに当事者が第一審判決に信服し、自発的に控訴を取り下げるのであれば、法院も強制的に訴訟の続行を行わせしめる理由がない」と説明した⁽⁸⁰⁾。

さらに、控訴制度について、台湾刑訴法三六一条の「地方法院の第一審判決に不服があつて控訴をするときは、管轄の第二審高等法院に対してこれを行わなければならない」とする規定が、同条一項になり、「申立書には具体的な理由を記載しなければならない」とする二項と、「申立書に控訴理由を記載しない場合は、控訴提起期間終了後二十日間以内に、原審法院に理由書を補足提出しなければならない。理由書が補足提出されない場合、原審法院は期間を定めて補正を命じなければならない」とする三項の規定が新設された⁽⁸²⁾。

この点について、司法院は、「現行規定によれば、当事者は理由を添付せずに控訴をすることができる。その結

果、第二審法院は当事者がいかなる点により第一審判決に不服があったかを理解することができない。とりわけ一部の当事者は、理由を添付せず、控訴をした後、出頭もしない。にもかかわらず、第二審法院は依然として最初から証拠を取り調べたり、事実を認定したりしなければならない。これは明らかに適切な制度ではない。そこで、第二審法院に効率的な審理を行わせしめ、また相手方にも控訴の当事者がいかなる点で原判決に不服があったかを理解させるため、上記のような改正が行われた」と説明した⁽⁸⁾。

このうち、具体的な理由について、最高法院刑事庭會議は、「申立書に原審の訴訟資料に基づいて、原判決中の不当または違法の事実を具体的に指摘したり、新たに提出した事実または証拠に基づいて、控訴を申し立てるときは、判決の結果に影響を与えるに足りる状況を具体的に記載したりする必要がある。もともと、控訴は、第二審法院に第一審の判決を破棄し、または変更することを求めるものである以上、『具体的』とは、抽象的、空漠的であつてはならないという意味である。単に原判決に対し、事実誤認、法令違反、判決不公平または量刑不当と指摘するだけで、実際の論述をしない場合は、具体的とはいえない。したがって、本条が規定する、控訴にあたつては具体的な理由が述べられなければならないとはすなわち、判決に不服がある理由が具体的に述べられ、空漠的な指摘ではないということを指す。第一審判決に不当または違法があることを主張するときの控訴理由として、具体的な事由が提出された場合は、その控訴理由が空手形であつたり、取るに足りない指摘であるとみなすべきではない。仮に、提出された理由が調査後採られなかったからといって、それは控訴理由の有無の判断の問題であつて、具体的な理由が述べられていないとはいえない」と議決した⁽⁸⁴⁾。

④ 不利益変更禁止の原則の改正

二〇一四（民国一〇三）年五月二〇日の法改正において、台湾刑訴法三七〇条の「被告人による控訴または被告

人の利益のための控訴の場合には、第二審法院は原判決の刑より重い刑を言い渡すことができない。ただし、原判決の法条適用が不当であるため破棄された場合は、この限りでない」とする規定が、同条一項になり、「前項の刑は、宣告刑及び合併罪が定める執行すべき刑を指す」とする二項と、「第一項の規定は、第一審または第二審の合併罪の判決において、一部の控訴が破棄された後に、他の決定をもって執行すべき刑を定めるときに準用する」とする三項の規定が新設された。

この点について、立法理由には、「宣告刑及び合併罪が定める執行すべき刑は、ともに、法院が有罪の判決を下す際に、刑事訴訟法第三〇九条が掲げる刑に基づき言い渡したものである。文理解釈によれば、本条（台湾刑法三三〇条）の『刑』は宣告刑及び合併罪が定める執行すべき刑に改めるべきである。刑事訴訟法第三七〇条に掲げる不利益変更禁止の原則と目的を徹底し、被告人の控訴権を保護するため、宣告刑の加重が被告人に不利益な結果をもたらすのはもちろんのこと、合併罪が定める執行すべき刑の加重が被告人に不利益な結果をもたらす場合にはより直接的であり顕著であることから、第二項を新設する」とある。⁸⁵⁾

⑤ 「職権上訴」と上訴期間の改正

二〇一九（民国一〇八）年一月一七日の法改正において、「死刑または無期懲役を言い渡した事件について、原審法院は、上訴を待たず職権によって直ちに管轄上級法院に送付して審判させ、かつ当事者に通知しなければならない」旨定める台湾刑法三四四条五項中の「無期懲役」とする規定が削除された。

この点について、提案説明によれば、「死刑は生命刑であり、執行後、冤罪であることが発見されれば、その損失は回復不能である。そこで、人権保障のため、死刑を言い渡した事件について、原審法院は、上訴を待たず職権によって直ちに管轄上級法院に送付して審判させなければならない。これに対して、無期懲役は自由刑であり、本

来、当事者は上訴をするか否かを決めることができ、本質的には死刑の言渡しとは異なる。被告人が無期懲役の判決に信服し、速やかに刑の執行を希望するときは、その意欲を尊重する必要がある」とされている⁽⁸⁶⁾。

また、当事者の権益を保障するため、上訴提起期間も十日間から二十日間に延長された（台湾刑訴法三四九条前段）。

⑥一部上訴の改正

二〇二一（民国一一〇）年五月三十一日の法改正において、台湾刑訴法三四八条一項の「上訴は、判決の一部に対して行うことができる。一部と明示しないときは、全部上訴とみなす」とする規定が、「上訴は、判決の一部に対して行うことができる」に改められた。同条二項の「判決の一部に対して上訴をしたときは、その関係がある部分についても上訴をしたものとみなす」に、「関係のある部分が無罪、免訴または不受理である場合には、この限りでない」とする但書、「上訴は、判決の刑、没収または保安処分の一部を明示し、これに対して行うことができる」とする三項の規定が新設された。

このような改正について、提案説明によれば、「控訴申立ての目的が、第二審法院に原判決を破棄し、または変更することを求めることにある以上、その際には具体的な理由を述べなければならない（二二六一条二項）。上訴人が上訴をする具体的な理由を明示しない部分については、原判決を破棄し、または変更を求める意思がなく、全部上訴とみなす必要はない。ただし、判決の一部とその他の部分を分割できない場合には、上訴をしない部分を明示したとしても、この限りでない。もつとも、関係のある部分が無罪、免訴または不受理である部分については、移審効が生じないものとし、これをもつて被告人（被上訴人）に対する不意打ちを回避し、被告人の負担を軽減し、また当事者（上訴人）がその部分について上訴をしない以上、それを当事者の攻防対象から除外することも、当事

者主義の精神に合致するものである。さらに、当事者が攻防対象の範囲を設定することを尊重し、上訴審の審理の負担を軽減するため、上訴権者が刑、没収または保安処分の一部に対して上訴をすることは認められ、上訴をすることが明示されていない犯罪事実の認定の部分については、第二審の審判範囲ではない」とされている⁽⁸⁷⁾。

2 控訴制度に関する評価

台湾刑訴法下においては、控訴の審理は、原判決中の控訴された部分について行い、第二回の第一審として、全面的な覆審により行わなければならないとされる。控訴審裁判所は、取り調べられた証拠の結果に基づいて自由な心証により事実を認定し、法律を適用し、または刑を量定する。この点については、第一審と同様の権限を有するものとされる⁽⁸⁸⁾。控訴された事件について、原則として、第二審法院がさらに判決を行わなければならないとされていたのは、そのためである。このような制度は、覆審制と呼ばれてきた。

また、最高法院刑事庭會議において、「第二審は覆審制であるがゆえに、第一審判決中の控訴された部分については完全に重複した審理を行わなければならない。第二審は事実認定の権限を有する以上、直接審理主義及び弁論主義の精神に基づき、客観的に調査しなければならない(第一審の調査の範囲に制限されず、当事者の意思にも拘束されない)。証拠能力のない、または適法な取り調べによらずに得られた証拠について、第二審は判決の証拠資料として利用することができない。第二審の証拠調べの対象には、第一審で取り調べられた証拠だけでなく、第一審で取り調べられていない証拠が含まれるべきである」と議決したものである⁽⁸⁹⁾。

ところで、前述の通り、二〇〇七(民国九六)年六月一五日の法改正により、濫控訴を抑えるため、控訴の申立てには、控訴理由の提示が必要とされることになった。この点について、学説では、「現在の第二審の審理範囲は、控訴理由で指摘された範囲に限られない。第二審は控訴された事件について、さらに判決を行わなければならない。

立法者は、控訴の申立てには、具体的な理由を明示すべきであるとのみ規定しているが、後段の審理は、控訴理由の範囲を超えることができる」、「すなわち、控訴理由の審査が通れば、第二審は覆審制に戻り、控訴理由に拘束されないのである」と説明されている⁽⁹⁰⁾。

すなわち、控訴の申立てには、控訴理由の提示が必要なものとなったものの、刑事控訴制度が覆審制であることについては、変わりはないとされているのである⁽⁹¹⁾。

そのほか、最高法院も、「現行刑事訴訟制度の第二審は、依然として事実審かつ覆審制である。第二審法院は、第一審判決中の控訴された部分について重ねて審理を行い、自ら取り調べた証拠に基づいて、自由な心証により事実を認定し、法律を適用しなければならず、単に、第一審判決の資料に基づいて、審査を行うものではない」との判断を示している⁽⁹²⁾。

このような刑事控訴制度について、「三つの観点から導き出される控訴審の分析枠組」を用いて検討してみると、控訴審の審判の対象は、事件それ自体であり、第一観点では、「事件審理型」に分類される。そこで、次に、第二観点を見てみると、第一審と第二審の間には、資料遮断の仕組みが存在しているため、「事件審理・資料遮断型」(覆審制)に分類されることになると考えられる。この点については、一九二八年・一九三五年刑法と変わりはない。

(56) 第二次世界大戦終戦まで、同法の効力は、現在の中華人民共和国、モンゴル国に及んでいた。日本の敗戦に伴い、一九四五(民国三四)年一〇月二五日以降、台湾は中華民国により接収され、同法を含めた中華民国法が全面的に適用されることになった。もっとも、一九四五(民国三四)年一〇月から、中華民国のなかでは国民党と共産党の両党が相互に対する不信感を強め、武力衝突に突入した。翌年六月二六日から、国民党は共産党と全面的な内戦を開始した。一九四九

（民国三八）年二月に、国民党は国共内戦に敗れ、台湾に移転し、中華民国の実効支配領域は、事実上、台湾及び付属の諸島のみとなり、中華民國法の効力もそれに伴い縮減されることとなった。鈴木賢「比較法学の視角から見た台湾法の特殊な位置づけ」新世代法政策学研究第一八卷（二〇一二年）二九五頁。

（57） 第一屆立法院議案關係文書「院總第一六一號政府提案第一三二號」（立法院、一九五三年）三五頁。

（58） 前掲注（57）一頁。

（59） 「立法院公報」（第三七會期第九期、一九六六年）一〇四—一〇七頁〔曹俊發言〕。

（60） 林永謀・前掲注（4）一頁、張・前掲注（4）六四七頁。

（61） 林鈺雄『刑事訴訟法（下冊）』（自版、二〇一九年）三七〇頁、林俊益・前掲注（4）三三三頁。

（62） 同法の第三編には、「上訴」編が設けられ、通則、第二審、第三審についての規定がおかれた。第二審、第三審を區別せず、一律に「上訴」の語が用いられていた。ここでは、混乱を避けるため、第二審の「上訴」を「控訴」と呼ぶことにする。

（63） 当事者が下級法院の判決に対して不服があるときは、上級法院に上訴をすることができるとされ、告訴人または被害者が下級法院の判決に対して不服があるときは、理由を付して檢察官に上訴を請求することができ、明らかに理由がないときを除き、檢察官はこれを拒絶することができない。檢察官は被告人の利益のためにも上訴をすることができ、死刑または無期懲役を言い渡した事件については、原審法院は、上訴を待たず、職権によって直ちに管轄上級法院に送付して審判させ、かつ当事者に通知しなければならないとされ、この場合は、被告人がすでに上訴をしたものとみなされる（同法三四四条）。そのうち、同法三四四条一項の後段については、一九六八（民国五七）年一月二日の法改正により、「自訴人が弁論終結後に行爲能力を喪失し、または死亡したときは、第三一九条第一項に掲げる自訴を提起することができる者（その法定代理人、直系血族または配偶者）によって上訴をすることができ」とする規定が新設された。被告人の法定代理人または配偶者は被告人の利益のため、独立して上訴をすることができ（同法三四五条）。原審の代理人または弁護人は被告人の明示の意思に反しない限り、被告人の利益のため、被告人に代わって上訴をすることができ（同法三四六条）。檢察官は自訴事件の判決に対して、独立して上訴をすることができ（同法三四七条）。判決の一部とその他の部分の分割できる場合に限り、一部控訴を認める（同法三四八条）。当事者は上訴の放棄または取下げをすること

ができるが、被告人の利益のための上訴は、被告人の承諾がなければ、取下げることができず、自訴人による上訴の場合は、検察官の同意を得なければ、上訴を取下げることができない（同法三五三条から三五六条）。

(64) 申立書は相手方の人数に応じて謄本を提出しなければならない（同法三五〇条二項）。原審法院の書記官は、申立書の謄本を相手方に速やかに送達しなければならない（同法三五二条）。

(65) 被告人が召喚を受け、正当な理由がなく出頭しないときは、陳述を待たず直ちに判決をすることができる（台湾刑事法三七一条）。

(66) 控訴の申立てが法律上の方式に合致しない、または法律上許容できない、若しくは控訴権消滅後に行われた場合、原判決が管轄違い、免訴もしくは不受理の判決に対して控訴をする場合に、第二審法院がその理由がないと認めて控訴を棄却し、または理由があると認めて事件を差し戻す判決は、口頭弁論を経ずにこれを行うことができる（同法三七二条）。

(67) そのほか、控訴理由がなくても、原判決が不当または違法である場合も同様である。そのうち、原判決が不当に管轄違い、免訴もしくは不受理を言い渡したときは、第二審法院はその判決を破棄し、事件を原審法院に差し戻すことができる。第二審法院は原判決に不法に管轄違いを認め、かつ第一審の審判権を有するときは、第一審として判決を行わなければならない（同法三六九条一項但書、二項）。

(68) もっとも、被告人による控訴または被告人の利益のための控訴の場合には、第二審法院は原判決の刑より重い刑を言い渡すことができない。ただし、原判決の法条適用が不当であるため破棄された場合は、この限りでない（同法三七〇条）。第二審の判決書には、第一審の判決書に記載した事実及び証拠を引用することができるとされ、第二審の判決に対して、被告人または自訴人が上訴（告）をすることができるときは、送達すべき判決正本にあわせて上訴（告）理由書の提出期間を記載しなければならない（同法三七三条、三七四条）。

(69) 黄・前掲注（4）七七二頁、林俊益・前掲注（4）三六一頁。

(70) 最高法院四十七年台上字第四八四号刑事判例、最高法院七一年台上字第一七〇五号刑事判決、最高法院七二年台上字第四一二三号刑事判決。

(71) 黄・前掲注（4）七七一一七七二頁、林俊益・前掲注（4）三六一頁。第二審が認定した犯罪事実が第一審と一致しないときについて、最高法院は、「法律の適用に関わる犯罪構成要件の基本犯罪事実に変更、拡大または減縮があったも

のを指す。基本犯罪事実と関係のない事項について、仮に異なる記述があったとしても、異なる事実認定の問題は生じない」と判示していた。最高法院七一年台上字第二三六四号刑事判例、最高法院八五年台非字第294号刑事判決。

(72) 立法院第一屆第八五會期第四次會議議案關係文書「院總第一六一號政府提案第三七二八號」（立法院、一九九〇年）報三、五頁。

(73) 同法四五一一条の一は、「前条（四五一一条）第一項の事件（刑法六一一条に掲げる各罪）に關して被告人が捜査中に自白したときは、檢察官に対して科刑を受ける希望の範圍を呈することができ、檢察官は被告人の表示を基礎として、法院に具體的求刑をすることができ、被告人が自白したにもかかわらず、前項の表示をしないときは、公判中、法院に対して具體的求刑を行うことができ、檢察官も法院に具體的求刑をすることができ」としている。そのうち、同法四五一一条一項中の「刑法六一一条に掲げる各罪」とする規定について、一九九五（民国八四）年一〇月五日の法改正により、「刑事訴訟法三七六条（上告をすることができない事件）」に改められた。しかし、一九九七（民国八六）年二月一二日の法改正において、同法四五一一条一項中の「刑事訴訟法三七六条」が削除された。もともと、同法四四九条三項によれば、簡易判決の対象となる事件を「緩刑（執行猶予）、易刑（罰金への換刑）することができ、有期懲役または拘留、罰金に当てる罪に限る」と定められていたため、対象となる事件には、依然として、一定の制限がある。そのうち、「易刑（罰金への換刑）」の文言については、二〇〇九（民国九八）年六月一二日の法改正により、「易刑（罰金または社会労働への換刑）」に改められた。

(74) 「立法院公報」（第九三卷第一七期院會紀錄、二〇〇四年）一三五—一五三頁。

(75) 被告人が処罰の範圍（二〇一六（民国一〇五）年五月二七日の法改正においては、没収が新設された）または執行猶予の宣告を受けることの同意、被告人が被害者に謝罪すること、被告人が相当の額の賠償金を支払うこと、被告人が公庫に一定の金額を支払うことである。

(76) 同法四五五条の一によれば、協議の判決に対する控訴については、別段の規定がある場合を除き、第三編第一章及び第二章の規定を準用するものとされる。

(77) 「立法院公報」（第八四卷第五〇期院會紀錄、一九九五年）七七—七八頁。

(78) 「立法院公報」(第九六卷第五一期委員會紀錄、二〇〇七年)一九七頁。

(79) すなわち、二〇〇二(民国九一)年の法改正において、台湾刑訴法一六一条の「檢察官は、被告人の犯罪事実について立証責任を有する」とする規定が、「檢察官は、被告人の犯罪事実について立証責任を有する。さらに、証明の方法を示さなければならない」(同法一六一条一項)に、同法一六三条の「法院は、真実発見に必要なときは、職権で証拠を取り調べなければならない。当事者、弁護人、代理人または補佐人は、証拠調べを請求し、かつ証拠を取り調べるときに、証人、鑑定人または被告人に質問することができる」とする規定が、「当事者、代理人、弁護人または補佐人は、証拠調べを請求し、かつ証拠を取り調べるときに、証人、鑑定人または被告人に質問することができる。審判長は不当であると認める場合を除き、これを禁止することができない。法院は、真実発見に必要なときは、職権で証拠を取り調べるることができる。ただし、公平正義の維持または被告人の利益と重大な関係のある事項については、職権でこれ取り調べなければならない。この場合には、当事者、代理人、弁護人または補佐人に陳述の機会を与えなければならない」に改められ、それまで裁判官に委ねられていた証拠の提出に関する主導権が当事者に委ねられることになり、裁判官は職権でそれを補足することとなった。このような訴訟構造は、「改良式当事者進行主義」と呼ばれてきた。「刑事訴訟法及其施行法修正三讀通過刑訴完全轉型為改良式當事人進行主義」司法周刊第一一八期(二〇〇三年)一頁。最高法院九三年台上字第二〇三三號刑事判例、最高法院九三年台上字第二八八四號刑事判決、最高法院一〇三年台上字第三七一七號刑事判決、最高法院一〇七年台上字第二五八八號刑事判決。

(80) 「立法院公報」(第九六卷第五四期院會紀錄、二〇〇七年)一三三—一三四頁。

(81) もっとも、最高法院九七年台上字第三八八九號刑事判決によれば、「控訴理由が具体的なものであるか否かについては、第二審法院の審査範囲に属し、第一審による補正を命ずるものではない。要するに、申立書に理由が述べられた以上、その理由が具体的なものであるか否かを問わず、理由書の提出または補正は不要である」とされている。

(82) これに伴い、「控訴の申立てが法律上の方式に合致しない、または法律上許容できない、若しくは控訴権消滅後に行われた場合は、第二審法院は、判決をもって控訴を棄却しなければならない」とする同法三六七条前段も、「申立書に控訴理由を述べない、控訴の申立てが法律上の方式に合致しない、または法律上許容できない、若しくは控訴権消滅後に行われた場合には、第二審法院は、判決をもって控訴を棄却しなければならない」に改められた。また、上記、同法四五五

条の一（三項）の「第一項の控訴には、第三編第一章及び第二章の規定を準用する」とする規定も、それに伴い、「第三六一条の規定を除き」とする除外規定が新設された。すなわち、簡易判決に対する控訴をするときは、控訴理由の提示が依然として要求されないものとされる。この点について、司法院は、「簡易手続により行われる事件については、公判を開かないことができ、またその判決書の記載も簡略されたゆえに、控訴手続においては通常手続により起訴された事件より簡便な手続を採用すべきである」と説明した。前掲注（80）一三四—一三五頁。

（83） 前掲注（80）一三三—一三四頁。

（84） 最高法院一〇六年度第八次刑事庭會議決議。

（85） 「立法院公報」（第一〇三卷第三七期院會紀錄、二〇一四年）三一九—三二一頁。

（86） 第九屆立法院第一會期第五次會議議案關係文書「院總第一六一號委員提案第一八五五六號」（立法院、二〇一六年）委二一七—二一八頁。

（87） 第一〇屆立法院第三會期第一次會議議案關係文書「院總第二四六號政府提案第一七三八五號」（立法院、二〇二一年）政八六—八八頁。

（88） 最高法院七十六年台上字第三〇二八号刑事判決、最高法院八十八年台上字第七四八三号刑事判決、最高法院九五年台上字第二五一八号刑事判決、最高法院九五年台非字第六〇号刑事判決。林永謀・前掲注（4）四四—四五頁、王兆鵬〓張明偉〓李榮耕『刑事訴訟法（下）』（自版、二〇一五年）三五五頁、黃・前掲注（4）七二九、七三四頁、林・前掲注（61）四一〇頁、張・前掲注（4）六六五頁、林俊益・前掲注（4）三四九頁。

（89） 最高法院七十七年度第一次刑事庭會議決、最高法院九五年度第一七次刑事庭會議決議。

（90） 黃・前掲注（4）七三五頁。また、このような改正について、同・前掲注（4）七三六頁には、「嚴格に前段階（控訴理由の審査）を制限し、後段階（控訴の審理）は拘束せず自ら認定するとの現象が引き起こされる。すなわち、控訴理由の提示は、単に控訴の数を減らすために求められている。このように、第二審は覆審制であるから、控訴理由を制限する立法は、明らかに疑義がある」と指摘するものもある。同様の説明として、王兆鵬「上訴二審鴻溝之填補——評最高法院九八年度台上字第五三四號判決」法令月刊第六一卷第二期（二〇一二年）五四頁が挙げられる。立法院の審議においても、これと同様の意見が提出されていた。「立法院公報」（第九五卷第四一期委員會紀錄、二〇〇六年）二〇〔葉宜津発

言)、一一一(吳秉叡發言)、一二二頁(郭林勇發言)、「立法院公報」(第九六卷第二六期委員會紀錄、二〇〇七年)一一四
〔尤清發言〕、一一六頁〔郭素春發言〕。

(91) 蘇素娥、宋松環「從實務角度談刑事第二審之改革」檢察新論第九期(二〇一一年)一七頁。

(92) 最高法院九九年台上字第二九〇号刑事判決、最高法院九九年台上字第四五六八号刑事判決、最高法院一〇四年台上字第二七七四号刑事判決、最高法院一〇九年台上字第三八七四号刑事判決。